

三宅町地域人権学習事業「学習支援」公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 目 的 この事業は、次代を担う青少年の学習支援を通して様々な課題について相談や支援を行い、人権意識と自尊感情の育成を図ることを目的とする。
- (2) 業 務 名 三宅町地域人権学習事業「学習支援」
- (3) 業務内容 別紙「三宅町地域人権学習事業「学習支援」仕様書」のとおり。
- (4) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

2 業務に要する費用（提案上限額）

1, 144, 500円（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。提案のあった金額に基づき、提案上限額の範囲内で契約するものとする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項の全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 奈良県建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
 - ア 公募型プロポーザル方式…公示日現在から受託候補者特定の日まで
 - イ 指名型プロポーザル方式…提出要請日から受託候補者特定の日まで
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（町との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 奈良県税、法人税、消費税及び市町村税を滞納していないこと。

4 スケジュール

本プロポーザルの日程（予定）は以下に示す通りである。

項 目	日 程（予定）	備 考
公募の開始	令和7年 7月 3日（木）	ホームページ掲載
質問の提出期限	令和7年 7月 9日（水）	メール
質問の回答	令和7年 7月15日（火）	メール・ホームページ掲載
企画提案書等の提出期限	令和7年 7月23日（水）	持参又は郵送
プレゼンテーション審査	令和7年 7月下旬	詳細は別途通知
審査結果通知	令和7年 7月下旬	ホームページ掲載・郵送
契約締結	令和7年 7月下旬	

5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和7年7月9日（水） 午後5時まで（必着）

(2) 提出方法 別添の質問書（様式1）により、メールにて提出すること。その際、質問書送信後に必ず電話にて送信した旨を連絡すること。なお、メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 回答方法 質問に対する回答は、令和7年7月15日（火）午後5時までに、メールにより回答及び三宅町ホームページに掲載する。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

ア 企画提案書提出届（様式2）	※原本1部
イ 企画提案書等（任意様式）	※原本1部、副本5部
ウ 会社概要（様式3）	※原本1部、副本5部
エ 業務実績調書（様式4）	※原本1部、副本5部
オ 業務従事者調書（様式5）	※原本1部、副本5部
カ 業務責任者の経歴及び実績等調書（様式6）	※原本1部、副本5部
キ 参考見積書（任意様式）	※原本1部、副本5部

(2) 提案書の作成方法

原則として日本工業規格A4版で作成すること。

(3) 提出時の注意事項

ア 副本については、提案者の法人名称等、事業者を特定できる事項を一切記載しないこと。

イ 正本及び副本ともに、簡易な製本を行うこと。

(4) 提出期限等

ア 提出期限 令和7年7月23日（水） 午後5時まで（必着）

イ 提出場所 三宅町教育委員会事務局 教育総務課

ウ 提出方法 持参又は郵送によること。持参の場合は、土・日・祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間に限り受け付ける。郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とする。

7 審査方法

(1) 審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

審査項目	審査基準	配点
業務実績	中学生に対する学習支援の履行実績を有しているか。	5点
業務運営方針	家庭学習や生徒が抱える課題などを理解し、本事業の趣旨・目的を正しく理解しているか。	5点
業務実施体制	責任者が教室内の課題を把握するとともに、支援員の指導力を向上させられる体制が確保されているか。	10点
	業務実施に必要な人員が確保され、効果的に業務を遂行できる体制が整っているか。	10点
	支援員の資質及び専門性が確保されているか。	10点
実施回数	学習支援の機会を十分に確保しているか。	5点
見積金額	見積書の金額が安価であるか。	5点
合 計 点		50点

(2) 選定委員会

審査は、町が設置する三宅町地域人権学習事業プロポーザル選定委員会において、上記(1)に定める審査基準に基づき、評価点方式により審査を実施し、最も得点の高い者を優先交渉者として決定する。

(3) プレゼンテーション

選定は、プレゼンテーションを行うものとする。なお、プレゼンテーションを実施する日時及び場所、その他連絡事項については、参加者に対しあらためて通知する。

8 受託候補者の決定

町は、最優秀提案者と詳細協議を行い、協議が成立した場合に受託候補者として決定するものとする。協議が成立しなかった場合又は契約の締結までに最優秀提案者が失格、辞退した場合は、次位得点者を受託候補者として詳細協議を行う。

9 審査結果の公表及び通知

審査結果は、最優秀提案者の名称及び評価点の合計点について、三宅町ホームページに掲載するとともに別途文書で参加者全員に通知する。また、審査結果通知前に電話や来訪、メール等による問合せには応じない。なお、審査結果について異議の申立ては受け付けない。

10 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 企画提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 企画提案書提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの。
- (4) プレゼンテーションに出席しなかったもの。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (6) 参考見積書の金額が、業務に要する費用（提案上限額）を超過したもの。

11 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

12 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 三宅町情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営むうえで、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。

13 担当部署（提出・問合せ先）

三宅町教育委員会事務局 教育総務課（担当：増田・山北）

〒636-0213

奈良県磯城郡三宅町大字伴堂689

電話：0745-44-2210

FAX：0745-43-0922

メールアドレス：shakai@town.miyake.lg.jp